

みんなで

高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまる

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン

無料で
点検しますよ!

特別価格

健康食品
今ならお試し
初回
500円

はなしあおろむ

うたがうさぎ

それ本当に
無料なの??

みのがやじる

その広告
ちょっと見せて??

それ本当に
必要な買い物??

..... ☎ 188 なら土曜日・日曜日も相談できます

お近くの消費生活相談窓口
につながります

局番なし ☎188

消費者ホットライン

【特殊詐欺被害防止キャンペーン】



群馬県消費生活センター



「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



疑って!!

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

見逃さないで!!

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検によるトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



疑って!!

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。

見逃さないで!!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

訪問購入(押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

海産物の電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた!



- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

消費者ホットライン 局番なし ☎188

⚠ SMS(ショートメッセージサービス)のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

●見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

あきらめないで、
まずは相談を!



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜日、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎 1 階 ☎027-223-3001

○月～金曜日：9時～16時30分(電話、来所) ※来所相談は予約制

○土 曜 日：9時～12時/13時～16時30分(電話のみ)

●前橋市消費生活センター ☎027-898-1755
●高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
●桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
●伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
●太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
●沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
●館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
●渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
●藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133
●富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066

●安中市消費生活センター ☎027-382-2228
●みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
●甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306
●玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020
●板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830
●明和町消費生活センター ☎0276-84-3299
●大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511
●邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047
●吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166

※受付時間等はセンターごとに異なる場合がありますのでご相談前にご確認ください